

自殺総合対策大綱の見直しの流れ

(資料4)

○自殺総合対策大綱(平成19年6月閣議決定)は、おおむね5年を目途に見直すこととされている。

○「自殺総合対策大綱の見直しについて」(平成23年3月1日自殺総合対策会議決定)(抄)

1. 自殺総合対策会議は、自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第20条第2項第1号に基づき、平成24年春を目途に、新しい自殺総合対策大綱(以下「新大綱」という。)の案の作成を行う。
2. 新大綱の案の作成に資するため、自殺対策推進会議において、現大綱に基づく諸施策の進捗状況を把握し、有識者等の意見を幅広く聴取することとする。

自殺対策推進会議

(平成20年3月自殺総合対策会議決定、
構成:有識者委員15名)

- ・第12～14回自殺対策推進会議において、現大綱に基づく諸施策の進捗状況を確認するとともに、委員から意見を聴取。
- ・とりまとめた意見について、第1回官民協働特命チームの場で自殺対策担当大臣に報告。

官民が協働して自殺対策を一層推進するための特命チーム

(内閣府特命担当大臣決定、構成:政務三役、補佐官、有識者3名)

- ・新たな自殺総合対策大綱において、政府と地方公共団体、関係団体、民間団体等との協働を一層進めるため、現場における現状と課題、今後の取組方針や行動計画等についてヒアリング等を行い、それに対する政府の役割を中心に議論する。
- ・ヒアリング及び意見交換のテーマとしては、精神科医療、精神保健・地域保健、地方公共団体、法律関係、民間団体の取組等。この他、マスコミ関係団体と意見交換を行う。また、現地調査を行う。
- ・月に1～2回程度開催。原則として取材可。

意見や得られた知見を踏まえ

担当政務三役が主導して案を作成

各省と調整を行い、自殺総合対策会議に案として提示

自殺総合対策会議において案を決定

閣議決定